解散会社ニ於テ處置ノ際ニ当リ会社トシテハ
モノ仲買業者ノ解散後ハ其所ノ上委員ノ
餘地アラ述ベタルヲ以テ仲買業トシテ運轉
ノ所謂取引所ヘ三十円ヲ納メテ仲買業ノ一組
組織ヲ為シタリ因テ解散セリ

仲買業者

一　九月一日ヨリ午前八時勤メ午後十二時ヨリ十時
ニテ仲買業ヲ営ミ但シ他ノ従業者ハ
二　売買ハ相場ノ取組ヲ以テ但シ売買者ニ限リ組ヲ
入
三　右仲買ノ人員ヲ定メ無之一名ニ付十銭ヲ借リ入レ
四　判取判帳ヲ取扱フ事
五　手数料ハ壱百分ノ一ト定メ壱百分ノ二十ヲ限ル

右ノ條件ヲ定メ規約ヲ設ケ以テ従来ノ慣習ニ依リ
(4) 砂利採取仲買ハ本石稲本芳次郎外四名（六十九名）
府下北区兵庫町外ニ郷町砂町
右方勘弁、百名ノ内組合人三十名
主トシテ三ヶ月余ノ人
組合規約ナシ

仲買業者ハ採取人ヨリ七坪宛ヲ四円二十銭ニテ仲買ヲ為シ
大阪等ノ問屋ヘ一坪五円七円二十銭ニテ売渡ス
最近ニ於テハ問屋ヨリ直接採取人ヨリ買受ケル
為メ仲買人ノ営業ニ採取人ノ五十銭位ヲ下ケ
取人等ヲ集メ相談シ八月廿九日ヨリ休業ノ
リ